

介護保険に関するお知らせ

介護保険料とは？

介護保険とは、介護を必要とする方が安心して生活できるよう、社会全体で支える制度です。
この介護保険制度の財源として40歳以上の方が納める保険料が、介護保険料です。（任意保険ではありません）
① 40歳から64歳までは第2号被保険者として、加入している医療保険料と合わせて納付します。
② 65歳以上になると第1号被保険者として、医療保険料とは別に所得（段階別）に応じた保険料を納付します。

65歳以上の方へ、「介護保険料の納付方法」のお知らせ

介護保険料の納付方法は「普通徴収」と「特別徴収」の2種類があり、年金受給額によって決定します。
福祉部介護支援課からの通知に記載されている方法での納付になります。ご了承ください。
(納付方法を選択することはできません)

① 普通徴収 → 金融機関窓口での納付書払(もしくは口座振替)で納付します。

【対象】1. 年間の年金額が18万円未満の方 2. 年度途中で65歳になられた方、年度途中で西原町に転入した方
【納期】年8回(7月～2月) ※2月、3月に上記2の対象になった方は3月、4月に納付します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	※	—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	※

② 特別徴収 → 年金天引で納付します。

【対象】年間の年金額が18万円以上の方
【納期】年6回(年金支給月) ※特別徴収に切り替わる時期は4月または10月です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期	—	2期	—	3期	—	4期	—	5期	—	6期	—

普通徴収(納付書払)の方へ

普通徴収で納付する方の介護保険料は、前年の所得確定後の7月に納入通知書を送付します。
送付された納入通知書の特別徴収の欄に金額が記載されていない方は、今年度は特別徴収への切り替えはありません。

特別徴収(年金天引)の方へ

特別徴収で納付される方の介護保険料は4月、6月、8月(仮徴収期)と10月、12月、2月(本徴収期)に区別され、前年の所得確定前の4月、6月の介護保険料については、今年2月の保険料額と同額になります。

前年の所得に基づき保険料額が確定した後の8月以降の介護保険料は、年間保険料から既に納付済みの4月、6月分の金額を差し引いた残りの金額を振り分けて納付します。

納付方法が変更になる場合

年度途中で65歳になった方、年度途中で西原町に転入した方は、当初は普通徴収となります。
おおむね6か月から1年で、普通徴収から特別徴収に切り替わります。(納付する方の手続きはありません)
特別徴収の方で年度途中で保険料額が増額になった場合、増額は普通徴収での納付になります。

- 以下の場合、一時的に普通徴収に切り替わります。
- ・年度途中で、保険料額が減額になった場合や年金支給額が変更になった場合
 - ・年金の現況届の提出遅れにより、年金の支給停止や現況確認が取れない場合
 - ・年金受給権を担保にした場合
 - ・年金を受給していない場合



【お問い合わせ】福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

介護保険適用住宅改修工事

支給額 **最高18万円**

和式便器→洋式便器 手すり・スロープ設置 和室→洋室

福祉用具専門相談員
福祉住環境コーディネーター
のいるお店

株式会社 **七色**



業界TOP!
今年度も

下水道接続工事 助成金交付実績

西原町全体の
約1/3の実績 **32件**

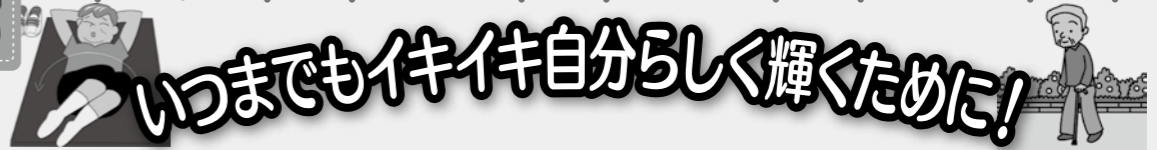
ご契約頂いた皆さまに御礼申し上げます。

西原町下水道排水設備指定工事店

沖縄県知事許可(一般-21) 第11573号
〒903-0124 西原町呉屋69-2

946-4508

保健師
だより



わが国は、いまや世界有数の長寿国です。食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病の増加にともない、認知症や寝たきりなどの要介護状態になる人々が増えています。平成22年簡易生命表によると、男性の平均寿命は79.64年、女性の平均寿命は86.39年となっています。65歳の方の平均余命を見ると、男性には約18年、女性には23年の人生が残されています。“元気で長生きできる期間(健康寿命)”を延ばすためにも、食生活や運動などの生活習慣を改善することが大切です。

身体の機能は、適切な対策を行えば維持・改善することができます。「足腰が弱くなって次第に歩けなくなる」「物忘れがひどくなって日常生活が送れなくなる」のは、「年をとれば仕方がないこと」ではなく、予防できることです。年をとっても元気でいきいきと暮らせるようにするためにも、「介護予防」が必要です。

今回は、西原町が主催する介護予防教室参加者の声を載せたいと思います。



これまで家からあまり出なかったのですが、介護予防教室に参加し、みなさんと出会って笑顔が増えて元気がになりました。



歩くのが早くなり、足腰の痛みが楽になりました。

西原町では、介護予防拠点施設としていいあんべ一家でさまざまな事業を実施しています。また生活機能低下の早期発見に繋げるため、3月末に65歳以上の介護認定を受けていない方を対象に「健康いきいきチェックシート」を送付しています。

生活習慣や介護予防について日々できることから始めるために、活動への参加をお待ちしています。

【お問い合わせ】福祉部介護支援課 介護支援係 ☎945-5013

高齢者が明るく安心して暮らせるまちづくりを ～西原町高齢者保健福祉計画 (ことぶきプラン2015)を審議、西原町に答申～

西原町高齢者保健福祉計画策定委員会(古謝安子委員長)は、本町の高齢者施策や介護保険事業に関する今後3年間の計画となる「西原町高齢者保健福祉計画(ことぶきプラン2015)」の内容を審議し、3月3日に上間町長へ答申しました。



答申を手渡す古謝委員長(左から2番目)

同計画は、団塊の世代が75歳に突入する10年後を見越したうえで3年計画を定めたものとなっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防や高齢者の社会参加、地域全体での支援体制のまちづくりなどを目指したものです。

答申を受けた上間町長は「高齢化が進む中、高齢者が住み慣れた環境で、いつまでも明るく安心して暮らしていけるように、関係機関と連携して施策に取り組みたい」と抱負を述べました。

障がい者自立と社会参加の実現を ～西原町障害者計画・第4期障害福祉計画を審議、 西原町に答申～

障がい者に関する福祉、医療をはじめとした広範な施策と障害福祉サービスや生活支援に関する施策の計画を盛り込んだ「西原町障害者計画・第4期障害福祉計画」について、西原町障害者施策推進協議会(新川善昭会長)が内容を審議し、3月12日に上間町長へ答申しました。



答申を手渡す協議会のみなさん

同計画では、障がいのある人の社会参画や共生社会の実現、社会的障壁の除去を目指したものです。障がい者の範囲や支援体制、障害福祉サービスの整備などが定められています。

答申を受けた上間町長は「今後の障害者福祉の根幹となる重要な計画。施策の推進に大いに活用していきたい」と抱負を述べました。